

1. 協定数

区分	協定数
集落協定	27
個別協定	1

2. 協定ごとの交付対象農用地面積及び交付金額

協定名	急傾斜		緩傾斜		面積計 (㎡)	交付金額計 (円)	備考
	面積 (㎡)	交付金額 (円)	面積 (㎡)	交付金額 (円)			
3区東郷	49,492	1,039,332	83,575	668,600	133,067	1,707,932	
上戸河内中山間	52,261	1,097,481	163,040	1,304,320	215,301	2,401,801	
戸河内(中)	201,837	4,238,577	175,254	1,402,032	377,091	5,640,609	
下戸河内中山間	38,801	814,821	131,358	1,050,864	170,159	1,865,685	
4区中山間	48,525	1,019,025	161,207	1,289,656	209,732	2,308,681	
山岸中山間組合	75,396	1,583,316	253,146	2,025,168	328,542	3,608,484	
6区	83,244	1,748,124	4,892	39,136	88,136	1,787,260	
上平泉中山間	51,246	1,076,166	355,557	2,844,456	406,803	3,920,622	
8区大平	55,485	1,165,185	0	0	55,485	1,165,185	
14区中山間組合	318,309	6,684,489	5,967	47,736	324,276	6,732,225	
15区滝の沢	139,647	2,932,587	0	0	139,647	2,932,587	
15区竜ヶ坂	111,610	2,343,810	322	2,576	111,932	2,346,386	
16区新田	71,262	1,496,502	0	0	71,262	1,496,502	
16区石合	47,862	1,005,102	1,656	13,248	49,518	1,018,350	
16区石合東	15,356	322,476	0	0	15,356	322,476	
16区砂子沢	25,027	525,567	0	0	25,027	525,567	
16区砂子沢東	67,582	1,419,222	0	0	67,582	1,419,222	
17区俄坂	154,311	3,240,531	6,281	50,248	160,592	3,290,779	
18区中村	178,132	3,740,772	21,367	170,936	199,499	3,911,708	
18区東岳	152,190	3,195,990	0	0	152,190	3,195,990	
東岳中央	97,704	2,051,784	4,254	34,032	101,958	2,085,816	
平石沢	121,634	2,554,314	25,238	201,904	146,872	2,756,218	
19区	151,327	3,177,867	52,185	417,480	203,512	3,595,347	
観音	88,774	1,864,254	16,436	131,488	105,210	1,995,742	
20区地域	114,169	2,397,549	41,232	329,856	155,401	2,727,405	
21区	70,971	1,490,391	5,649	45,192	76,620	1,535,583	
館岡	35,896	753,816	29,110	232,880	65,006	986,696	
個別協定	19,085	400,785	13,645	109,160	32,730	509,945	
計	2,637,135	55,379,835	1,551,371	12,410,968	4,188,506	67,790,803	

※交付対象地目は田のみ。また、加算措置に取り組む協定無し。

3. 農業生産活動等の実施状況（集落協定共通）

活動内容	取組んでいる協定数
Ⅰ. 農用地に関する事項	
① 耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う	15
② 既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う	0
③ 既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保安全管理を行う	6
④ 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う	27
⑤ 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う	2
⑥ 限界的農地については、林地化等（そのための買い上げを含む）を行う	0
⑦ 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う	6
⑧ 協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する	1
⑨ 集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う	1
⑩ その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）	0
Ⅱ. 多面的機能を増進する活動	
① 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う	23
② 棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う	0
③ 景観作物を作付ける	10
④ 土壌流亡に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）	0
⑤ 体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）	3
⑥ 魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）	0
⑦ 冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る	0
⑧ 粗放的畜産を行う	0
⑨ 堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う	1
⑩ その他	0

※協定数は延べ数。

4. 農業生産活動等の体制整備の実施状況（体制整備単価協定）

活動内容	取組んでいる協定数
集落戦略を令和6年度までに作成する	27